

大雪地区広域連合証人等の費用弁償に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条で準用する法第 207 条、及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 212 条第 3 項の規定に基づき、広域連合議会、広域連合選挙管理委員会等の求めにより出頭又は公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第 2 条 前条の規定により出頭した者に対しては、住所地から出頭地までにつき、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、証人等の実費弁償に関する条例（平成 4 年東川町条例第 2 号）に定める額とする。

(支給方法)

第 3 条 費用弁償は、出頭したとき支給する。

(証人等に関する規定の準用)

第 4 条 第 1 条に規定する者以外の者で、広域連合の機関の求めに応じ証人、参考人として出頭する者に対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令の定めがあるものを除き、前 2 条の規定を準用する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。